

■ 上野原市葬斎場のご利用について お願い ■

☆火葬の開始時刻と葬斎場来場時刻について

火葬の開始時刻は、午前9時、午前11時、午後1時、午後3時となっております。

火葬執行には約1時間から1時間30分ほど要しますので、すみやかに執行できるよう、**火葬開始時刻の45分前までに上野原市葬斎場に来場**するよう、お願いいたします。

☆持参するもの

『**火葬許可証（上野原市葬斎場使用許可証）**』を必ずご持参ください。

☆副葬品について

副葬品（故人の愛用品等）によっては、ご遺骨への付着や損傷したり、火葬執行に支障をきたす原因となる場合があります。また、ダイオキシン類発生の原因となる場合があるので、お控えいただきますようお願いいたします。

特に次のような物品にご注意ください。

○心臓ペースメーカー

火葬中に炉内で破裂し、ご遺骨を破損、設備の故障の原因となり、予期せぬ事故を起こす危険があります。必ず**事前に病院に対し除去の依頼**をお願いします。

ただし植込み型除細動器（ICD）等、医師により取り除くことが困難な場合は、**必ず事前に申し出て**ください。

○ガラス・プラスチック類

炉内が高熱になり、ガラス・プラスチック類が溶けてご遺骨に付着したり、変色する場合があります。

プラスチック類はダイオキシン類発生の原因となる場合があります。

○厚手の布団・本・ドライアイスなど燃えにくい物

火葬に時間を要するため、ご遺骨まで燃え尽きてしまう恐れがあります。

特にドライアイスは、出棺時に取り除いておいてください。

☆収骨時の注意

火葬が終了後、収骨室で収骨の準備をいたします。ご遺骨とそれを受ける骨受皿が高温で大変危険なため、葬斎場係員の案内があるまで待合室でお待ちください。なお、ご遺骨をお拾いになる際もご注意ください。特にお子様の行動には気配りをお願いいたします。

☆その他のお願い

○葬斎場には接待する係員は配置しておりません。セルフサービスにご協力ください。

○給湯設備を設置しており、ご自由に使用いただけます。使用後の清掃・整理整頓にご協力ください。

○休憩中に発生した生ゴミ等はお持ち帰りください。ただし、空きビンや空カンは指定の容器に入れることができます。

○通常の火葬は一組のお客様でご利用いただいておりますが、稀に別のお客様と重なる場合がございます。休憩室を共同でお使いいただくことをご容赦ください。

○葬斎場内では葬斎場係員の指示に従ってください。

☆火葬が終了したら

火葬が終了し、葬斎場係員から火葬許可証（葬斎場使用許可証）が返却されましたら、火葬場係員から火葬執行時間の記入と火葬執行証明を行い終了となります。

ただし、市外で死亡届を提出し、火葬許可証が発行された場合は、火葬終了後すみやかに火葬許可証（葬斎場使用許可証）を上野原市役所市民課窓口（土・日・祝日は日直）までご持参ください。葬斎場使用申請の際預かってある、市外で発行された火葬許可証と、上野原市で発行した上野原市葬斎場使用許可証と交換いたします。

◎お問合せ 上野原市役所生活環境課 TEL 0554-62-3114（内線142）